

1 費用負担の全体像

- ◎後期高齢者医療にかかる費用は、公費（国・都道府県・市町村）、現役世代の支援（後期高齢者支援金）、高齢者（被保険者）の保険料でまかなわれます。
- ◎費用負担の内訳は、公費が約5割、後期高齢者支援金が約4割、保険料が1割となっています（平成20・21年度）。

1 5割の公費負担

後期高齢者医療の費用（患者負担分を除いた部分）は、約5割が公費でまかなわれ、残りは現役世代（医療保険加入者）からの後期高齢者支援金と高齢者（被保険者）の保険料が充てられます。約5割（6/12）の公費は、国：都道府県：市町村が4：1：1で負担します。

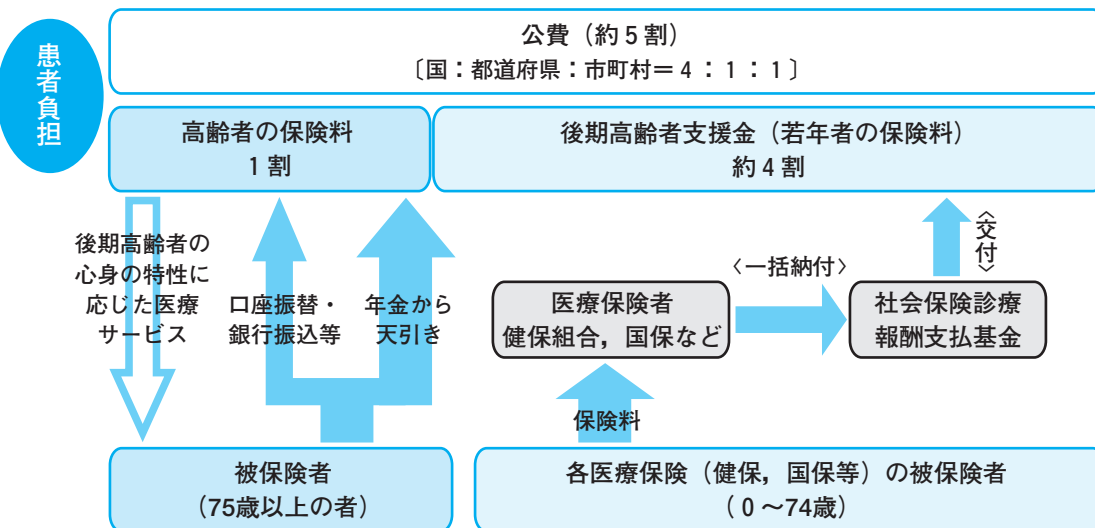
公費負担は、「現役並み所得者」分を除く保険給付額を対象としており（老人保健と同様）、定率負担は国3/12、都道府県1/12、市町村1/12です。国はこのほか、保険給付見込額の1/12を調整交付金として負担します。

●その他の公費負担

公費は、残り5割（支援金等）についても、財政安定化基金（国・都道府県・広域連合）、高額医療費に対する支援（国・都道府県）、特別高額医療費共同事業（広域連合の拠出金）保険基盤安定制度（都道府県・市町村）として導入されています。また、国民健康保険と政府管掌健康保険の後期高齢者支援金についても公費負担が行われています（老人保健と同じ）。

この他、後期高齢者医療の費用について、国は予算の範囲内において一部を補助することができ【法102条】、都道府県・市町村・広域連合は、補助金を交付し、または貸付金を貸し付けることができます【法103条】。

■後期高齢者医療の運営のしくみ（平成20年度）



2 4割の支援金と1割の保険料

公費5割を除く後期高齢者医療の費用は、1割が後期高齢者の保険料でまかなわれ、残りの約4割は後期高齢者支援金（後期高齢者交付金）が充てられます。後期高齢者交付金は、支払基金が、医療保険が納付する後期高齢者支援金（若年者の保険料）を財源として、広域連合に交付するものです。

保険料は、費用の1割をまかなうものとして広域連合で設定・賦課され、市町村が住民である被保険者から徴収、広域連合に納付します。徴収は、年金天引き（特別徴収）または個別徴収（普通徴収）により行われます。

▶人口に応じた後期高齢者負担率の改定

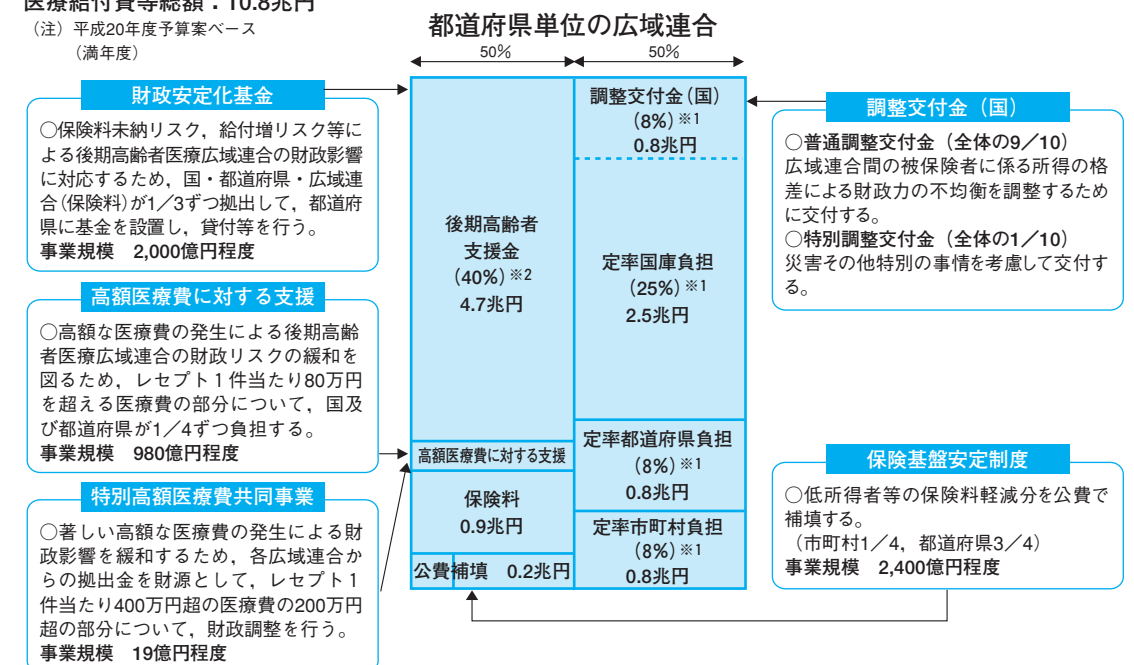
後期高齢者の保険料が費用に占める割合である1割（後期高齢者負担率10%）は、制度発足時の人口比率（後期高齢者1：若人4）により定められ、平成20・21年度に適用されるものです。

今後は、後期高齢者人口の増加と若人人口の減少が見込まれています。そこで、世代間の負担の公平を図るため、若人人口の減少に応じて、後期高齢者負担率（保険料の負担割合）を上げていくしくみが設けられています（→78頁）。

■後期高齢者医療財政の概要（平成20年度）

医療給付費等総額：10.8兆円

（注）平成20年度予算案ベース（満年度）



※1 現役並み所得者については、公費負担50%はないため（老人保健と同じ）、実際の割合は50%と異なる。

※2 国民健康保険・政府管掌健康保険（平成20年10月からは協会管掌健康保険）の後期高齢者支援金については、国保50%・政管16.4%の公費負担がある（老人保健と同じ）。